

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、乳幼児の保育環境を確保するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項及び浜松市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づき、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「交付規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第2条 この要綱において、事業を実施する私立幼稚園等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、市以外が設置する施設をいう。

(補助対象経費)

第3条 私立幼稚園等が、法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うために要する経費を補助する。

2 交際費、食糧費、慶弔費は補助対象外とする。

(補助基準額)

第4条 補助金の基準額は、別表に定めるところによる。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする私立幼稚園等は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長が定める時期までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

- (3) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として交付するものとする。

- (1) 事業の申請者は、市税を完納していなければならない。
- (2) 事業者は、補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 事業者は、利用者の実績を実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。
- (4) 事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

- (5) 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (6) 事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (7) 事業者は、交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (8) 事業者が、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、市長は交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 9 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付規則又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助金の交付の申請者は第 8 条第 2 項の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更の申請)

第 11 条 第 8 条の交付決定通知を受けた者が、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、補助金変更交付申請書 (第 7 号様式) に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書 (第 2 号様式)
- (2) 変更収支予算書 (第 3 号様式)

(変更の決定)

第 12 条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金変更交付決定通知書 (第 8 号様式) により、申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第 13 条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書 (第 9 号様式) に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 (第 2 号様式)
- (2) 収支決算書 (第 3 号様式)

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求の手続き）

第15条 第13条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、通知書受領後、市長が定める期日までに補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出し補助金の交付を請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別 表

補助基準額	補助対象経費
<p>次のア及びイの額の合計と補助対象経費を比較して、少ない額を補助基準額とする（なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置（ア（ア） ア（ア） ア（ウ）イ（イ）に係る基準額）を適用したことにより、10,010,000円を超えた場合は、この限りでない）</p> <p>基準額（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 在籍園児分</p> <p>（ア）基本分（平日の教育時間前後及び長期休業日の利用）</p> <p>年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <p>平日（教育時間と一時預かり時間の合計が8時間以下） 400円</p> <p>長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <p>平日（教育時間と一時預かり時間の合計が8時間以下）</p> <p style="text-align: right;">（1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数） - 400円</p> <p style="text-align: right;">（10円未満切捨て）</p> <p>長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>（イ）休日分</p> <p>土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用（8時間以下） 800円</p> <p>（ウ）長時間加算（上記（ア） （ア） 及び（イ）の時間を超える利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた時間が2時間未満 150円 ・ 超えた時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた時間が3時間以上 450円 <p>イ 在籍園児以外の児童分</p> <p>（ア）基本分 8時間以下の利用 800円</p> <p>（イ）長時間加算（上記の時間を超える利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた時間が2時間未満 150円 ・ 超えた時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた時間が3時間以上 450円 	<p>一時預かり事業の実施に必要な経費</p>

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付申請書

年度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 施設名

2 補助事業の目的及び内容

3 補助金交付申請額 金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 補助金を受けようとする理由書
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

第3号様式（第6条、第11条、第13条関係）

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

施設名 _____

【収入】 (単位：円)

区分	予算（決算）額	備考
市補助金		
合計		

【支出】 (単位：円)

区分	予算（決算）額	備考
合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

第4号様式(第6条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 幼児教育・保育課)

補助金交付申請者
住所(または所在地)

氏名(または法人名)

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱第7条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金

(施設名:)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1)暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2)暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3)暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4)前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先)浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 施設名

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者の実績を実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令こ幼第 号により交付決定を受けた
年度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請
します。

記

1 施設名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更交付申請額 金 _____ 円

5 添付書類

(1) 変更事業計画書(第2号様式)

(2) 変更収支予算書(第3号様式)

第8号様式(第12条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

記

1 施設名

2 変更交付決定額 金 _____ 円

3 変更後の事業内容

年 月 日付けの変更申請書記載のとおり

第9号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

報告者

氏名(名称及び代表者氏名)

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助事業完了報告書

年 月 日付浜松市指令こ幼第 号により交付決定を受けた 年度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助事業について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 施設名

2 完了年月日 年 月 日

3 事業の内容及び成果 別紙「事業報告書(第2号様式)」のとおりに

4 確定を受けたい額 金 円

(添付書類)

(1)事業報告書(第2号様式)

(2)収支決算書(第3号様式)

第10号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けの事業完了報告書を審査した結果、次の金額を 年
度浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金として確定したので通知します。

記

1 施設名

2 確定補助金額 金 _____ 円

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

請求者

氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた浜松市幼稚園型一時預かり事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

施設名 _____

金額	百	十	万	千	百	十	円

振込先 口座	銀行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農 協 支所 当座預金
口座名義	